

佐賀県人事委員会告示第一号

不利益処分についての不服申立てに関する手続規程（昭和三十八年佐賀県人事委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

第二条第十一号中「別記様式第十一号」を「別記様式第十二号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「別記様式第十号」を「別記様式第十一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 不服申立手続承継届（規則第十条の三第二項） 別記様式第十号

様式第十一号を様式第十二号とし、様式第十号を様式第十一号とし、様式第九号の次に次の一様式を加える。

様式第十号

不服申立（ 審査請求
異議申立 ） 手続承継届

年 月 日

佐賀県人事委員会委員長

様

相続人等 氏 名

住 所

生年月日

電話番号

処分者（職）氏名が不服申立人 勤務（職）氏名に対して行なつた 年

月 日付 処分に対する不服申立て（ 審査請求
異議申立て ）の不服申立人が

年 月 日死亡したことにより、当該不服申立人の地位を承継したので、
届け出ます。

- （注）1 承継を証明する書面（戸籍謄本等）を添付すること。
2 代理人を選任しようとするときは、選任届（様式第3号）及び委任状を提出すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。